

投稿規定

2019年5月改定

I. 総 則

1. 誌は鹿児島県臨床外科学会の機関誌であり、臨床外科学の進歩に寄与する論文を掲載する。
2. 本誌は、鹿児島県臨床外科学会編集委員会が編集する。
3. 投稿原稿の種別は、原著、臨床経験、症例報告とする。
4. 投稿論文の採否は、編集委員会が審査し決定する。審査は査読制とする。
5. 投稿原稿は、厚生労働省と文部科学省共同策定の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年12月22日、平成29年2月28日一部改正)に沿い、外科関連学会協議会制定の「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」に則っていること。
6. 著者(共著者全員を含む)は、鹿児島県臨床外科学会臨床研究の利益相反に関する指針並びに指針により、機関誌等の著者の利益相反申告書を添付し利益相反内容を明らかにすること。申告の内容は論文が本誌に掲載された場合、本文の末尾に表示される。
7. 本誌に掲載された論文の著作権は、本学会に帰属する。

II. 投稿上の注意

1. 著者は、投稿および掲載の時点で全員が原則として本学会会員に限る。ただし、病理、画像などの診断医に関してはこの限りでない。
2. 動物実験を主体とした投稿論文は受け付けない。
3. 本誌に掲載された論文を他誌に転載する場合は、本学会の承認を必要とする。
4. 原稿は現代かなづかいに従い、医学用語を除き常用漢字を用い、平がな交じり、横書きとし、A4判800字詰(32文字×25行、12ポイント)とする。
5. 各専門分野で認められている省略記号以外、術語の省略はしない。なお、略語を使う場合は、原則として抄録・本文ともに初出時にフルスペルで明示する。また、外国人名は原語を、薬品などの化学用語は学術名を用いる。細菌の名称を学術名で表す場合は、属は語頭のみ大文字とし、種は小文字でかつイタリック体で表記する。
6. 度量衡はCGS単位に限る。m, cm, min, μ m, nm, l, ml, kg, g, mg, μ gなど、各記号の後に点(.)は付かない。
7. 統計処理を行った時は、統計学的検定法と有意差水準を明記する。
8. 謝辞は結語の後につける。

III. 原稿の作成

1. 現行の作成は下記のごとく行う。
 - (1) 論文原稿:標準的なフォント(MS明朝、MSゴシック)を用いたMicrosoft社のWord<DOC(X)>で作成する。

- (2) 表:標準的なフォント(MS明朝、MSゴシック)を用いたMicrosoft社のExcel<XLS(X)>またはWord<DOC(X)>で作成する
 - (3) 図:(キャビネ版程度の大きさにする)DOC(X), XLS(X), PPT(X), JPG, TIFF, GIF, AI, EPSおよびPSDフォーマットなどのオリジナルファイルをアップロードする。
2. 表紙
 - (1) 論文種別:原著、臨床経験、症例報告の別を明示する。
 - (2) 所属施設名:大学に籍のあるものは、教室名まで記載、病院は所属科まで記載する。
 - (3) 所属施設住所
 - (4) 連絡先(連絡責任者の氏名、現勤務先所在地、名称、所属科、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス)
 3. 本論文
 - (1) 索引用語
臨床経験・症例報告には3個以内の索引用語を付ける。索引用語から論文が確実に拾い出されるよう、具体的、的確なものとする。
 - (2) 緒言(はじめに)
 - (3) 対象および方法(または症例)
 - (4) 成績(結果)
 - (5) 考察
 - (6) 結語(むすび)
 4. 引用文献
本文中で引用した文献は引用順に番号を該当個所の右肩につける。本文の終りに番号の順序に従って列挙する。著者が3名以上の場合は、3名まで列記し、4名以上の場合は他、またはet alとする。総会抄録集・増刊号など、抄録しか掲載されていない雑誌は文献として引用することができない。記載要領は次の通りである。
 - (1) 雜誌の場合
著者名:題名、雑誌名年(西暦):巻-頁
略誌名は、医学中央雑誌刊行会編「医学中央雑誌収載誌目録略名リスト」および「Index Medicus」に準ずる。「in press」は引用不可とする。ただし、巻や頁が確定していない段階で「Epub ahead of print」として雑誌刊行前にオンラインで発表されている文献は、DOI(Digital Object Identifier)併記のうえで引用を認める。巻や頁が確定している場合はDOI併記による「Epub ahead of print」の引用は認めない。
例)
 - 1) 高林一浩、齊田芳久、榎本俊行他:急速な発育を示した小腸腸間膜原発平滑筋肉腫の1例. 日臨外会誌2011; 72: 500-504
 - 2) Larson DW, Marcello PW, Larach SW, et al: Surgeon volume does not predict outcomes in the setting of technical credentialing: results from a randomized trial in colon cancer. Ann Surg 2008;248:746-750

- 3) Theocharidou E, Pieri G, Mohammad AO, et al : The Royal Free Hospital Score : A Calibrated Prognostic Model for Patients With Cirrhosis Admitted to Intensive Care Unit. Comparison With Current Models and CLIF-SOFA Score. Am J Gastroenterol 2014 ; doi :10.1038/ajg.2013.466. [Epub ahead of print]
- (2) 単行本の場合
著者名：書名、（巻）、（版）、発行所、発行地、年（西暦）、p頁-頁
例)
1) 坪田紀明：イラストレイテッド肺癌手術。手技の基本とアドバンスト・テクニック、第2版、医学書院、東京、2007、p13.16
- (3) 分担執筆単行本の場合
著者名：分担項目名、編者名、書名、（巻）、（版）、発行所、発行地、年（西暦）、p頁.頁
例)
1) Al-Refaie WB, Strom EA, Middleton LP, et al:Surgical management of axillary metastases from occult primary breast cancer. Ed. By Pollock RE, Curley SA, Ross MI and Perrier NE. Advanced Therapy in Surgical Oncology.BC Decker Inc, Hamilton, 2008, p543-548
2) 多村幸之進、小柳泰久：鼠径部ヘルニアの手術手技 1. Marcy 法, Iliopubic tractrepair 法. 沖永功太編、鼠径部ヘルニアの手術、へるす出版、東京、2003、p34.40
4) インターネットの場合（インターネットのみに存在する文献に限る）題名、（アクセス日、アドレス）例）NCCN Clinical Practice Guidelines in Oncology Breast Cancer v.2. 2007, (Accessed May 1, 2007, at http://www.nccn.org/professionals/physician_gls/PD/breast.pdf)
5. 表と図（写真を含む）、そのタイトルおよび説明文
(1) 表は Table1, Table2、図は Fig.1, Fig.2、のように英語とアラビア数字を使用する。表・図のタイトル、内容、説明文は日本語または英語のどちらかに統一する。タイトルと説明文は一括して論文原稿に記し、図中に説明が必要な場合には当該箇所に記号をつけ説明文の中に記載する。組織像は染色法と倍率を図の説明文に明記する。
(2) 引用される表・図の番号は本論文の該当文章の末尾に括弧付きで挿入する。

IV. 本誌における論文重投稿・掲載、模倣の判断とそれへの対応ならびに罰則

(A) 重投稿・掲載

1. 重投稿・掲載の判断

CONSENSUS STATEMENT ON SUBMISSION AND PUBLICATION OF MANUSCRIPTS 2001(出月康夫日本臨床外科学会雑誌、2001年62巻6号、1359-1361頁)に挙げられている基準に準じて、本

誌編集委員会において判断する。なお、重投稿・掲載の判断は著者の所属施設や論文の内容から総合的にくだされるものであって、筆頭著者の異・同にかかわらない。ただし、本誌に既に掲載された邦文論文と同じ内容を英語に書き換えて外国雑誌に投稿する際においては、上記基準に示されている例外条件を全て充たす場合のみ、重投稿とは見做さない。外国誌にも掲載された場合、業績として認められるのは、いずれか一方のみである。

2. 重投稿・掲載への対応と罰則

- (1) 本誌に既に掲載された論文がその後他誌に重投稿・掲載されたことが判明した場合には、後発の論文を他誌から撤回するよう著者に求める。
- (2) 本誌に掲載された論文が、それより先に既に本誌あるいは他誌に掲載された論文の重投稿・掲載であることが判明した場合には、後発の本誌掲載論文を取り消し処分とし、その旨を本誌に掲載する。
- (3) 論文の本誌受付の際に重投稿・掲載が判明した場合には、受付拒否処分とする。
- (4) 本誌に受付され査読中の論文が重投稿・掲載であることが判明した場合には、さかのぼって本誌への受付拒否処分とする。
- (5) 重投稿・掲載が判明した場合には、著者全員にその旨を厳重注意し、判明の時点から3年間その筆頭著者名が含まれる論文（筆頭・共著者の如何を問わず）の本誌への投稿を禁止とする。

(B) 模倣

1. 模倣の判断
本誌・他誌、著者の異・同にかかわらず、以前に掲載された論文の記述に酷似したものを模倣と言い、本誌編集委員会において判断する。
2. 模倣への対応と罰則
 - (1) 他誌に掲載された論文がそれ以前に本誌に掲載された論文の模倣であることが判明した場合には、後発の論文を他誌から撤回するよう著者に求める。
 - (2) 本誌に掲載された論文がそれより先に既に本誌あるいは他誌に掲載された論文の模倣であることが判明した場合には、後発の本誌掲載論文を取り消し処分とし、その旨を本誌に掲載する。
 - (3) 本誌に受付され査読中の論文が既に本誌あるいは他誌に掲載された論文の模倣であることが判明した場合には、さかのぼって本誌への受付拒否処分とする。
 - (4) 模倣が判明した場合には、著者全員にその旨を厳重注意し、判明の時点から3年間その筆頭著者名が含まれる論文（筆頭・共著者の如何を問わず）の本誌への投稿を禁止とする。

V. 臨床研究の利益相反に関する指針

1. 鹿児島県臨床外科学会の機関誌で発表を行う著者（共著者を含む）は、投稿時に、別紙の「著者の利益相反状態自己申告書」により、利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。

2. 著者が開示する義務のある利益相反状態は、投稿内容に関連する企業・団体または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。
3. 開示が必要なものは投稿の提出1年前から投稿時までの別紙「開示事項」に定める事項とする。
4. 本条で定める利益相反状態の開示については、機関誌に掲載される論文中に利益相反状態を表示する。
5. 本条に基づき著者が鹿児島県臨床外科学会に利益相反状態を開示するにあたり提出した資料は、当該機関誌の出版後速やかに破棄されるものとする。

対象者は、自身における以下の①～⑦の事項で、別に定める基準を超える場合には、利益相反の状況を所定の様式に従い、自己申告によって、正確な状況を鹿児島県臨床外科学会に対して開示する義務を負うものとする。また、対象者は、その配偶者、一親等以内の親族、または収入・財産を共有するものにおける以下の①～③の事項で、別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を鹿児島県臨床外科学会に申告する義務を負うものとする。なお、自己申告および申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象活動に応じて別に補則に定める。

- ①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職
- ②株の保有
- ③企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
- ④企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料や司会料など）
- ⑤企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- ⑥企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
- ⑦その他の報酬（研究とは直接無関係な報酬や、旅行、贈答品など）